総 行 女 第 31 号 総 行 デ 第 155 号 令和 5 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長(人事担当課扱い)

各都道府県情報セキュリティ担当部長 各指定都市情報セキュリティ担当部長 (情報セキュリティ担当課扱い) 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課 女性活躍・人材活用推進室長 総務省自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室長 (公印省略)

# 地方公共団体におけるテレワークの推進について

地方公共団体におけるテレワークは、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札であるほか、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるものです。また、災害や感染症発生時に行政機能を維持するための有効な手段となるものであり、「地方公共団体におけるテレワークの推進について」(令和4年12月26日付け総行女第37号)等により、テレワークの導入、実施について積極的な取組をお願いしているところです。

今般、当室において実施した「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」の結果を公表したところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の事項に留意の上、引き続き、テレワークの推進に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 59 条(技術的助言)及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 (技術的な助言)に基づくものです。

### 1 テレワークの推進に向けた積極的な取組について

「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果」(別添)によると、地方公共団体におけるテレワークの導入状況は、令和5年10月1日現在で、1,102団体(61.6%)で導入済みとなっており、都道府県及び指定都市では全団体で導入されている一方で、市区町村においては、1,035団体(60.1%)と、前年(1,083団体(62.9%))から減少しており、約4割の団体において未導入となっている。

テレワークは、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といったBCP(業務継続計画)の観点から有用であることにとどまらない。

生産年齢人口が減少し、地方公共団体の採用試験の受験者数・競争率が長らく減少傾向にあるとともに、仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化する中において、公務を支える有為な人材を惹きつけ、継続的に確保していくためには、そして、性別や年代を問わず育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境を整備することが求められるようになってきている中、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮でき、成長実感を通じて仕事へのやりがいや職場での働きがいを高め、エンゲージメントを向上させていくためには、柔軟な働き方の実現が不可欠であり、テレワークはこれらを実現するための重要な取組の一つである。

さらに、限られた経営資源で複雑多様化する行政課題に的確に対応するためには、業務の効率化によって捻出される資源を課題の解決や行政サービスの向上に充てていくという発想も重要であり、そのためには、テレワークの導入をきっかけとして、これまで「当たり前」と考えられてきた業務の進め方を見直すことも有効である。

これらの点を踏まえ、テレワークの推進について、改めて積極的に取り組んでいただきたいこと。特に、一般行政職員数が 101 名以上 300 名以下の団体においては 61.9%、100 名以下の団体においては 34.2%と低い導入率であることから、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、本調査において、テレワークを実施しない理由として「情報セキュリティの確保に不安がある」と回答している団体の割合が70.0%となっている。情報セキュリティ対策については、例えば、「市町村におけるテレワーク導入事例集」(令和5年4月)で示しているとおり、イントラネット等の接続環境が整っており、セキュリティが確保されている支所等をサテライトオフィスとして活用すること、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和5年3月)を参考とすること、各団体が現行システムを契約しているベンダに相談することなどが考えられるところであり、団体の実情を踏まえご検討いただきたいこと。

また、既に導入している団体においても、より多くの職員がテレワークを実施できる環境の整備についてご検討いただきたいこと。

(総務省ホームページ「市町村におけるテレワーク導入事例集」)

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000879068.pdf

(総務省ホームページ「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイド ライン」)

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000873096.pdf

※ 第3編第2章「6.2アクセス制御(2)職員等による外部からのアクセス等の制限」を参考にすること。

2 地方公共団体におけるテレワーク導入の支援策等について

総務省においては、地方公共団体におけるテレワークの導入について、以下のとおり支援等を実施しているので、テレワーク未導入の団体におかれては、これらの支援策等を活用いただき、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(1) 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き

テレワークの導入を検討している団体が参考にできるよう、令和3年4月に先進 事例を踏まえた導入の手順や活用のノウハウを取りまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成し、各地方公共団体に提供している。

この手引きは、地方公共団体から寄せられた、テレワークにおける業務上・労務管理上の課題を踏まえ、テレワーク導入に向けた10の手順(ステップ)ごとの実施事項や検討のポイント等を整理したものであり、特に検討の着手に当たってのポイントは以下のとおりである。

- ① 「スモールスタートで始めること」(できるところからまずやってみる)や「在宅勤務だけがテレワークではない」(サテライトオフィスやモバイルワークという選択肢もある)という考え方に基づいて、テレワークの導入を検討すること。
- ② テレワークで実施する業務を選定する際は、「部署」単位や「職種」単位ではなく「業務」単位で検討すること。
- ③ 全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、職員一人ひとりがテレワークの意義を理解し、活用に向けて一歩先に進むために、トップが団体の将来像を描き、その実現に向けてリーダーシップを発揮すること。

(総務省ホームページ「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」)

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000746987.pdf

(一般財団法人自治体衛星通信機構ホームページ「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引きに関する説明会」)

http://www.lascom.or.jp/movie/jichi

## (2) 市町村におけるテレワーク導入事例集

テレワークについては、比較的小規模な市町村において導入が進んでいない傾向があり、このような団体から同程度の規模の団体の取組事例を知りたいとの要望があったことを受け、令和5年4月に一般行政職員数300名以下の市町村のうち、テレワークの導入・活用が進んでいる先進団体の導入手順、取組のポイント等について取りまとめ、各地方公共団体に提供している。

(3) テレワーク導入経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について、令和6年度についても、引き続き、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずることとしている。

<対象経費>

ICT機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに 係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリテ ィ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入に当たってのサポート費用 等

#### (4)テレワークマネージャーによる相談支援

厚生労働省と連携した事業として、テレワーク相談センターにおいて、テレワー クを導入しようとする企業等(地方公共団体を含む。)に対しワンストップでの総 合的な支援を行っており、労務管理及びICTに関する専門的知識を有するテレワ ークマネージャーが、具体的な導入支援を行うコンサルティングを無料で実施して いる。

(厚生労働省ホームページ「テレワーク相談センター」) https://telework.mhlw.go.jp/info/map/

#### (5)自治体テレワーク試行事業(参考)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)では、令和2年度より、独立行政 法人情報処理推進機構(IPA)と共同で、LGWANを活用した自治体テレワー ク推進実証実験事業を行い、令和4年度からは試行事業として実施している。具体 的には、職員の自宅にある端末から、庁内のLGWAN接続系端末へ、セキュリテ ィを確保しつつリモートアクセスを可能とするもので、全国の地方公共団体を対象 に公募の上で、全国1,007団体(令和5年12月11日時点)へ無償で提供している ものである。令和6年度に新規利用又は端末ID追加を希望される場合は、J-L ISより各都道府県宛てに発出している通知を参考に申請いただきたいこと。

### 【連絡先】

全般

自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室 加藤、窪田

メール: koumuinka-chosa@soumu.go.jp 電 話: 03-5253-5546 (直通) 情報セキュリティに関すること 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

堀島、川合、谷村、梅内

メール: lg-security@soumu.go.jp

電 話:03-5253-5364 (直通)